

第 67 回全国植樹祭基本計画策定業務委託（宿泊・輸送等）に係る プロポーザル実施要領

1 趣 旨

森林・緑に対する国民的理解を深め、県民参加と協働による森づくりを更に推進するため、平成 28 年(2016 年)春季に第 67 回全国植樹祭を長野県において開催する。

この要領は、第 67 回全国植樹祭基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、本大会の宿泊、輸送等の企画等を具体化する基本計画の策定業務を委託する事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業 務 名

第 67 回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）

(2) 業務内容

別添「第 67 回全国植樹祭基本計画策定業務委託（宿泊・輸送等）仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から平成 27 年 3 月 20 日まで

(4) 委託費用

360 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 業務委託契約候補者の選定方法

本業務の委託契約候補者（以下「委託候補者」という。）の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。具体的な手続き及び実施方法等については、以下に記載のとおりとする。

なお、基本計画の策定にあたり、採択された企画書の内容を受託者との協議により、第67回全国植樹祭長野県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が変更・修正（加筆、削除を含む）を加える場合がある。

4 スケジュール（予定）

内 容	時 期
① 実施要領の公表及び質問受付開始	平成 26 年 8 月 12 日(火)
② プロポーザル事前説明会への参加申込書の提出期限	平成 26 年 8 月 19 日(火)
③ プロポーザル事前説明会	平成 26 年 8 月 22 日(金)
④ 実施要領等に関する質問の受付期限	平成 26 年 8 月 25 日(月)
⑤ プロポーザルへの参加申込書の提出期限	平成 26 年 8 月 29 日(金)
⑥ 企画提案書等の提出期限	平成 26 年 9 月 10 日(水)
⑦ 企画提案書の審査委員会(プレゼンテーション方式)	平成 26 年 9 月中旬 ※
⑧ 審査結果の通知・公表	平成 26 年 9 月下旬
⑨ 委託契約の締結	平成 26 年 9 月下旬
⑩ (実行委員会総会にて) 基本計画(案)の承認	平成 27 年 1 月
⑪ (国土緑化推進機構特別委員会にて) 基本計画の決定	平成 27 年 2 月
⑫ 基本計画書の納品	平成 27 年 3 月

※ 企画提案書提出者に別途通知する。

5 本プロポーザルへの参加資格

(1) 単独企業による参加

以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 長野県内に本店、支店または営業所を有する法人であること。
- ② 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく「第1種旅行業者」又は「第2種旅行業者」の登録を受けた者であること。
- ③ 平成21年度以降に開催された全国規模の会議・大会等の宿泊・輸送業務等に携わった実績があること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 長野県から「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑧ 長野県の県税の納税義務を有する者にあつては、参加申込書の提出日現在において、当該県税の未納がない者であること。
- ⑨ 長野市内で行うプレゼンテーション審査会及び業務遂行のために行う打ち合わせ等に参加できる者であること。

(2) 共同企業体（JV）による参加

以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 構成員のいずれかが上記(1)の①の条件を満たしていること。
- ② 構成員のいずれかが上記(1)の②の条件を満たしていること。
- ③ 構成員のいずれかが上記(1)の③の条件を満たしていること。
- ④ すべての構成員が上記(1)の④から⑨の条件を満たしていること。

6 参加に当たっての留意事項

- (1) 実行委員会では、県内消費拡大のため、長野県内で調達可能なものは県内で調達する方針であるため、長野県内の事業者及び長野県産品（県産木材・県産食材（郷土食）・地元特産品等）を積極的に活用するなど、地域経済の振興と地産地消の推進に努めること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、基本構想を十分踏まえるとともに、「長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州創造プラン～」をはじめ、長野県各部局が策定した各種計画等との連携にも十分配慮すること。

7 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書並びに企画提案書作成に関する質問を次のとおり受け、回答集を長野県公式ホームページで公表する。

ただし、ノウハウに関わる部分等を周知されることにより、参加者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

- (1) 提出期限 平成26年8月25日(月) 午後4時(必着)
- (2) 提出様式 任意様式とする。ただし、以下の事項を明記すること。
 - ① 件名は「基本計画策定業務委託（宿泊・輸送等）に関する質問」とする。
 - ② 質問者の会社名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス

- (3) 提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出する。なお、ファクシミリ又は電子メールで提出した場合は、電話で着信確認を行うこと。
- (4) 提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県林務部森林づくり推進課全国植樹祭係（県庁本庁舎 6 階）
電話：026-235-7276 F A X：026-234-0330
メールアドレス：shinrin@pref.nagano.lg.jp
- (5) 回 答 平成 26 年 8 月 28 日(木)までに長野県公式ホームページで公表する。
- (6) 留意事項
- ① 電話や来訪による口頭での質問及び受付期間外の質問は受け付けない。
 - ② 質問は当該業務に係る内容や応募手続きに関する事項に限るものとし、提案書の審査に関する内容や他の事業者からの提案状況、企画・積算に関する内容等は受け付けない。

8 プロポーザル事前説明会

本プロポーザルの実施に関する事前説明会を次のとおり開催する。

- (1) 日 時 平成 26 年 8 月 22 日(金) 午後 2 時 00 分から
- (2) 場 所 長野県庁議会棟 第 1 特別会議室
- (3) 参加申込 平成 26 年 8 月 19 日(火)までに、別紙 1「第 67 回全国植樹祭基本計画策定業務委託（宿泊・輸送等）プロポーザル事前説明会参加申込書」を、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法により上記 7 (4)の提出先へ提出すること。

9 プロポーザルへの参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 26 年 8 月 29 日(金) 午後 4 時（必着）
- (2) 提出書類 別紙 2「第 67 回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）企画提案書等作成要領」に記載のとおり。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。
なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 4 時までとする。また、郵送で提出した場合は、電話で着信確認を行うこと。
- (4) 提出先 上記 7 (4)に同じ。
- (5) 参加資格の審査
- ① 参加希望者は、上記(2)の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。
 - ② 審査の結果は別紙 3 により通知する。参加資格を満たしていると判断された者は、企画提案書等を提出する。（下記 10「企画提案書等の提出」を参照のこと。）
 - ③ 審査の結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記②の通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断された者については、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。
- (6) 参加の辞退
参加申込書（様式 1 又は 2）を提出したにもかかわらず、事情等によりやむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 3）を提出すること。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成 26 年 9 月 10 日(水) 午後 4 時(必着)
- (2) 提出書類 別紙 2「第 67 回全国植樹祭基本計画策定業務(宿泊・輸送等)企画提案書等作成要領」に記載のとおり。
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便による。
- (4) 提出先 上記 7(4)に同じ。
- (5) 提案書の内容 下記 12「審査の観点」を参照のこと。
- (6) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ② 本実施要領等の条件を満たさない場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような行為、又はその疑いのある行為をした場合

(7) 留意事項

- ① 一参加者(法人)が複数の提案書を提出することは認めない。
- ② 提出期限締切後の企画提案書等の書類の変更、差し替え若しくは再提出はできない。(誤字・脱字等の軽微なものを除く。)
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、採用の有無にかかわらず、返却しないものとする。
- ④ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲内で実行委員会が複製することがある。また、委託先に選定された提案者の提出書類については、実行委員会又は長野県が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- ⑤ 本プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

11 企画提案書の審査

(1) 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、別に設置する第67回全国植樹祭基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査により決定する。審査は、企画内容、本業務を確実に遂行できる能力・体制、経費見積の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た者1者を本業務の委託候補者として選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数の場合、実行委員会事務局において事前審査(第一次審査)として企画提案書等の書類審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査会の実施

ア 日時及び会場

企画提案書等の提出者に対して別途通知する。

イ 実施方法

- ① 説明(提案者からのプレゼンテーション)時間は15分以内とする。
- ② 審査委員からの質問及び応答は10分以内とする。

ウ 留意事項

Microsoft Powerpoint 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、プレゼンテーション審査会前日までに15部提出すること。(提出先は7(4)に同じ。)また、プロジェクター及びスクリーンは当方で用意するが、投影操

作用のパソコン等必要な機器は、参加者が用意すること。なお、実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

12 審査の観点

基本構想（注）を踏まえ、特に下記の項目に配慮した企画提案書を作成すること。

項 目	内 容
ア 業務推進体制に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の推進にあたり、適正な組織体制と人員配置についての提案 ・無理のない円滑なスケジュールの提案 ・業務全般において、緊急・不測の事態が生じた場合への対応・体制についての提案
イ 招待者管理（受付）に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・招待者の名簿作成や招待事務を一元管理できる、効率的で実用的な情報管理システムの提案 ・申込後の変更要望等に対応できるシステムの提案 ・個人情報等の情報管理が徹底されているシステムの提案 ・招待者区分に応じた円滑な受付体制の提案 ・招待者の行事参加区分を認識するための提案 ・本人確認を確実に実施できる受付体制（場所、方法）の提案
ウ 宿泊に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・式典会場や記念植樹会場への利便性に配慮した宿泊施設についての提案 ・宿泊施設のレベル、料金設定が適切な提案 ・多様な宿泊者のニーズ（シングル利用、定員利用、夕食会場の確保等）に対応するための提案 ・公共交通機関の利便性に配慮した提案 ・宿泊予定者からの変更要望等への対応についての提案 ・火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時における宿泊施設側の対応が適切かつ確実に提供されるための提案 ・本大会にかかる輸送計画や視察計画と調和がとれた提案 ・宿泊を通して「長野県らしさ」を提供するための提案 ・宿泊者に対する「信州の味（郷土食）」のPRに繋がる提案 ・信州まつもと空港の利用促進を見据えた提案
エ 輸送等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者区分に応じた、安全・快適かつ効率的な輸送手段の提案 ・必要となる輸送手段（台数）を確実に確保するための提案 ・SVIP（天皇皇后両陛下等）の発着時に渋滞・混乱等が発生しないための提案 ・大会参加者及び会場近隣住民等への安全の確保並びに円滑な運行を行うための道路交通対策の提案 ・運行管理体制についての提案 ・交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態への対応・体制についての提案 ・県下各地から参加する者への利便性に配慮した提案 ・移動時間等を利用した長野県（信州）の効果的なPRについての提案 ・駐車場の配置（設置場所）についての提案 ・駐車場内における安全確保のための提案 ・駐車場内に侵入する駐車不許可車両や不審車両等への対応についての提案

項 目	内 容
オ 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・式典等の円滑な運営を図るために必要な配布物についての提案 ・遠方からの参加者等に配慮した、携帯性についての提案 ・廃棄物を極力出さないための提案 ・長野県の資源（自然や産業・文化、特産品等）を活用した効果的なPRについての提案
カ 弁当に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「信州の味（郷土食）」を効果的に伝える提案 ・弁当やお茶の管理（輸送・保管）及び配布、回収にあたり、衛生面と安全面に十分配慮した管理体制等の提案 ・緊急時や不測の事態（輸送時の事故等）への対応・体制についての提案
キ 視察旅行の実施に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県（信州）の魅力を十分伝えるコースが設定された提案 ・大会後の本県への観光誘客の促進に繋がる提案 ・参加しやすい料金設定や日程・コースについての提案 ・荒天時への対応・体制等についての提案
ク 本県の各種施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州創造プラン～」や県各部署が取組む各種計画等（注）に配慮した提案

注) 基本構想及び「長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州想像プラン～」については長野県公式ホームページを参照のこと。また、各部署が取組む各種計画等とは、例えば次のような例があるので参考にする。

- 【基本構想】 <http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/sangyo/ringyo/shokujusai/67kaikihonkousou.html>
 HP掲載先：「トップページ」→「仕事・産業・観光」→「森林・林業」→「全国植樹祭」→「第67回全国植樹祭」→「第67回全国植樹祭基本構想」
- 【しあわせ信州創造プラン】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/shisaku/shinshusozo/index.html>
 HP掲載先：「トップページ」の左上部バナー又は「トップページ」→「県政情報・統計」→「施策・計画」→「長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州創造プラン～」
- 【各部署が取組む計画等】（参考例）（いずれも長野県公式HPに掲載あり。）
- ・「長野県新総合交通ビジョン」（平成25～39年度）＜企画振興部＞
 - ・「第9次長野県交通安全計画」（平成23～27年度）＜県民文化部＞
 - ・「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」（平成25～32年度）＜環境部＞
 - ・「長野県観光振興基本計画」（平成25～29年度）＜観光部＞
 - ・「信州ブランド戦略～コンセプト編～」（平成25～34年度）＜観光部＞
 - ・「第2期信州農産物マーケティング戦略プラン」（平成25～29年度）＜農政部＞
 - ・「長野県森林づくりアクションプラン」（2011～20年）＜林務部＞
- （＜ ＞は策定を担当した部局名（平成26年4月1日現在の名称で表記）

13 委託候補者の選定及び審査結果の通知

- (1) 上記11の審査において最も高い評価を得た者を、委託候補者に選定する。
- (2) 選定結果については、別紙4又は5により参加者へ通知するほか、委託候補者を長野県公式ホームページに掲載する。なお、参加者からの問い合わせには応じない。
- (3) 審査内容については、公表しない。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 委託候補者の選定後、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、業務の具体的な実施方法等についての提案を求めることがある。

14 契約の締結

(1) 契約手続き

審査の結果、委託候補者に選定された者と協議を行い、事業の実施に関する事項等について合意できた場合に、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きに準じて契約を締結する。

なお、委託候補者との協議が整わない場合は、上記11の審査において総合評価が次点の者と協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の際には、地方自治法施行令第167条の16及び長野県財務規則第142条の規定に準じて、原則として契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の額を契約保証金として、契約と同時に納付する。ただし、同規則第143条の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

15 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

16 その他の留意事項

- (1) 上記9の参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は、理由の如何に関わらず認めない。
- (3) 事前説明会及びプレゼンテーション参加のための諸経費並びに提出書類の作成・提出にかかる諸経費は、参加者の負担とする。
- (4) 委託契約締結後、今年度で開催予定の実行委員会幹事会及び同総会に出席し、基本計画（案）の説明と、その結果を踏まえた修正を行うこと。
また、基本計画（案）をもとに公益社団法人国土緑化推進機構や中央官庁等とも協議を行うため、その結果を踏まえ、さらに修正を求めることがある。

17 本件についての問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県林務部森林づくり推進課全国植樹祭係（県庁本庁舎6階）

（担当者）：山崎 浩希、柄澤 裕美（主担当）

電 話：026-235-7276

F A X：026-234-0330

メールアドレス：shinrin@pref.nagano.lg.jp

電話・来庁の場合の受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く。）